

○新旧比較表(目次)

新	旧	備考
<p><b>第6章 浄水施設等</b></p> <p>第1節 コンクリート建造物の定期点検 .....3-111</p> <p>6-1-1 調査業務 .....3-111</p> <p>6-1-2 設計業務（検討業務） .....3-112</p> <p><b>第7章 管路施設</b></p> <p>第1節 管路施設 .....3-112</p> <p>7-1-1 室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁 ブロック室付制水弁 .....3-112</p> <p>7-1-2 ブロック室付人孔及びブロック室付空気弁 .....3-113</p> <p>第2節 樹木等の管理 .....3-114</p> <p>7-2-1 樹木剪定工 .....3-114</p> <p>7-2-2 剪定枝・刈込枝葉等の処理 .....3-115</p> <p>7-2-3 刈込工 .....3-115</p> <p>7-2-4 樹木施肥工 .....3-116</p> <p>7-2-5 芝刈工 .....3-116</p> <p>7-2-6 刈草・刈芝等処理工 .....3-117</p> <p>7-2-7 除草工 .....3-117</p> <p>7-2-8 清掃工 .....3-118</p> <p>7-2-9 支柱工 .....3-118</p> <p>第3節 沈澱池等の清掃 .....3-118</p> <p>7-3-1 適用範囲 .....3-118</p> <p>7-3-2 清掃作業 .....3-119</p>	<p><b>第6章 管路施設</b></p> <p>第1節 管路施設 ..... 3-114</p> <p>6-1-1 室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁 ブロック室付制水弁 ..... 3-114</p> <p>6-1-2 ブロック室付人孔及びブロック室付空気弁 ..... 3-112</p> <p>第2節 樹木等の管理 ..... 3-113</p> <p>6-2-1 樹木剪定工 ..... 3-113</p> <p>6-2-2 剪定枝・刈込枝葉等の処理 ..... 3-114</p> <p>6-2-3 刈込工 ..... 3-114</p> <p>6-2-4 樹木施肥工 ..... 3-115</p> <p>6-2-5 芝刈工 ..... 3-115</p> <p>6-2-6 刈草・刈芝等処理工 ..... 3-116</p> <p>6-2-7 除草工 ..... 3-116</p> <p>6-2-8 清掃工 ..... 3-117</p> <p>6-2-9 支柱工 ..... 3-117</p> <p>第3節 沈澱池等の清掃 ..... 3-117</p> <p>6-3-1 適用範囲 ..... 3-117</p> <p>6-3-2 清掃作業 ..... 3-118</p>	<p>Co 点検歩掛追加による</p>

○新旧比較表(第1編 設計業務委託標準仕様書)

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>第1編 設計業務委託標準仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 共通事項</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p>1-1-11 浄水場等への立入り</p> <p>1 請負者は、現に稼動している浄水場等（浄水場、取水場、場外ポンプ場及び場外調整池）で業務に従事する場合、特に衛生面に注意し、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>ただし、困障等により浄水又は浄水処理過程に係る施設への立入り禁止措置を講じた場合はこの限りでない。</p> <p>（1）浄水場等の敷地内で業務を行う場合は、業務着手前に作業員名簿を監督員に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1編 設計業務委託標準仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 共通事項</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p>1-1-11 浄水場等への立入り</p> <p>1 請負者は、現に稼動している浄水場等（浄水場、取水場、場外ポンプ場及び場外調整池）で業務に従事する場合、特に衛生面に注意し、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>ただし、困障等により浄水又は浄水処理過程に係る施設への立入り禁止措置を講じた場合はこの限りでない。</p> <p>（1）浄水場等の敷地内で業務を行う場合は、業務着手前に作業員名簿を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>水道法施行規則及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」に合わせ改正</p>

<p>(2) 水道法第21条第1項の規定に基づき、浄水場等（工業用水道専用は除く）の業務に従事する作業員は、以下の場合において健康診断（検便）（以下、診断という。）を行わなければならない。</p> <p>ア 業務期間が1ヶ月以上にわたる場合 業務期間が1ヶ月以上とは、最初に入場する日から起算して、土日祝日を含めた30日以上、従事する場合を指す。</p> <p>イ 監督員の指示による場合 臨時の診断を行う場合、検索する病原体を変更する場合など</p> <p>(3) 業務期間が1ヶ月未満であっても、浄水場等の業務に着手する作業員が水を感染媒体とする感染症の流行している地域から帰国した者である場合は、臨時の健康診断の実施または1週間以上の体調観察において発熱・下痢等の発症がないことを確認すること。</p> <p>(4) 診断における病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌(O-157)の4項目とするが、前項(2)により、監督員の指示でその他病原体を検索する場合は、その指示に従わなければならない。</p> <p>(5) 診断の結果、病原体が検出されなければ、その結果の有効期間は1年間とし、以降は残った業務の従事期間において、適時診断を実施しなければならない。</p> <p>また、診断の結果、病原体が検出された場合は、速やかに監督員に報告するとともに、監督員の指示に従わなければならない。</p> <p>(6) 診断結果の提出時期は、初回は業務着手前、以降は結果判明後速やかに監督員へ提出するものとする。</p> <p>(7) 業務従事者は、監督員の指示する腕章又は記章を着用し、且つ所属の判るヘルメット等を着用すること。</p> <p>(8) 業務従事者は、劇毒物、油類、汚水で水道水、施設に汚染が生じないように注意しなければならない。</p> <p>(9) 非衛生的な行為をした場合は、浄水場内から退去をもとめることがある。</p>	<p>(2) 水道法第21条第1項の規定に基づき、浄水場等（工業用水道専用は除く）の業務に従事する作業員は、以下の場合において健康診断（検便）（以下、診断という。）を行わなければならない。</p> <p>ア 業務期間が1ヶ月以上にわたる場合 業務期間が1ヶ月以上とは、最初に入場する日から起算して、土日祝日を含めた30日以上、従事する場合を指す。</p> <p>イ 監督員の指示による場合 臨時の診断を行う場合、検索する病原体を変更する場合など</p> <p><del>(3)</del> 診断における病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌(O-157)の4項目とするが、前項(2)により、監督員の指示でその他病原体を検索する場合は、その指示に従わなければならない。</p> <p><del>(4)</del> 診断の結果、病原体が検出されなければ、その結果の有効期間は<del>6ヶ月</del>とし、以降は残った業務の従事期間において、適時診断を実施しなければならない。</p> <p>また、診断の結果、病原体が検出された場合は、速やかに監督員に報告するとともに、監督員の指示に従わなければならない。</p> <p><del>(5)</del> 診断結果の提出時期は、初回は業務着手前、以降は結果判明後速やかに監督員へ提出するものとする。</p> <p><del>(6)</del> 業務従事者は、監督員の指示する腕章又は記章を着用し、且つ所属の判るヘルメット等を着用すること。</p> <p><del>(7)</del> 業務従事者は、劇毒物、油類、汚水で水道水、施設に汚染が生じないように注意しなければならない。</p> <p><del>(8)</del> 非衛生的な行為をした場合は、浄水場内から退去をもとめることがある</p>	
--	--	--

○新旧比較表(第3編 設備点検業務委託等標準仕様書)

新	旧	備考
<p align="center"><b>第3編 設備点検業務委託等標準仕様書</b></p> <p align="center"><b>第1章 共通事項</b></p> <p><b>第2節 点検作業等</b></p> <p><b>1-2-2 浄水場等への立入り</b></p> <p>1 請負者は、現に稼動している浄水場等（浄水場、取水場、場外ポンプ場及び場外調整池）で業務に従事する場合、特に衛生面に注意し、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>ただし、困障等により浄水又は浄水処理過程に係る施設への立入り禁止措置を講じた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 浄水場等の敷地内で業務を行う場合は、業務着手前に作業員名簿を監督員</p>	<p align="center"><b>第3編 設備点検業務委託等標準仕様書</b></p> <p align="center"><b>第1章 共通事項</b></p> <p><b>第2節 点検作業等</b></p> <p><b>1-2-2 浄水場等への立入り</b></p> <p>1 請負者は、現に稼動している浄水場等（浄水場、取水場、場外ポンプ場及び場外調整池）で業務に従事する場合、特に衛生面に注意し、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>ただし、困障等により浄水又は浄水処理過程に係る施設への立入り禁止措置を講じた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 浄水場等の敷地内で業務を行う場合は、業務着手前に作業員名簿を監督員</p>	<p>水道法施行規則及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」に合わせ改正</p>

<p>に提出しなければならない。</p> <p>(2) 水道法第21条第1項の規定に基づき、浄水場等（工業用水道専用は除く）の業務に従事する作業員は、以下の場合において健康診断（検便）（以下、診断という。）を行わなければならない。</p> <p>ア 業務期間が1ヶ月以上にわたる場合 業務期間が1ヶ月以上とは、最初に入場する日から起算して、土日祝日を含めた30日以上、従事する場合を指す。</p> <p>イ 監督員の指示による場合 臨時の診断を行う場合、検索する病原体を変更する場合など</p> <p>(3) 業務期間が1ヶ月未満であっても、浄水場等の業務に着手する作業員が水を感染媒体とする感染症の流行している地域から帰国した者である場合は、臨時の健康診断の実施または1週間以上の体調観察において発熱・下痢等の発症がないことを確認すること。</p> <p>(4) 診断における病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌(O-157)の4項目とするが、前項(2)により、監督員の指示でその他病原体を検索する場合は、その指示に従わなければならない。</p> <p>(5) 診断の結果、病原体が検出されなければ、その結果の有効期間は1年間とし、以降は残った業務の従事期間において、適時診断を実施しなければならない。</p> <p>また、診断の結果、病原体が検出された場合は、速やかに監督員に報告するとともに、監督員の指示に従わなければならない。</p> <p>(6) 診断結果の提出時期は、初回は業務着手前、以降は結果判明後速やかに監督員へ提出するものとする。</p> <p>(7) 業務従事者は、監督員の指示する腕章又は記章を着用し、且つ所属の判るヘルメット等を着用すること。</p> <p>(8) 業務従事者は、劇毒物、油類、汚水で水道水、施設に汚染が生じないように注意しなければならない。</p> <p>(9) 非衛生的な行為をした場合は、浄水場内から退去をもとめることがある。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 浄水施設等</b></p> <p><b>第1節 コンクリート構造物の定期点検</b></p> <p>1 対象施設 浄水場内及び浄水場外の池状コンクリート構造物とする。</p> <p>2 配置技術者 業務にあたって、1-1-4に定める管理技術者のほか、以下の資格を有する照査技術者を配置すること。</p> <p>(1) 照査技術者の資格</p> <p>(イ) コンクリート診断士</p> <p>(ロ) 技術士（総合技術管理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）又は建設部門-鋼構造及びコンクリート）</p>	<p>に提出しなければならない。</p> <p>(2) 水道法第21条第1項の規定に基づき、浄水場等（工業用水道専用は除く）の業務に従事する作業員は、以下の場合において健康診断（検便）（以下、診断という。）を行わなければならない。</p> <p>ア 業務期間が1ヶ月以上にわたる場合 業務期間が1ヶ月以上とは、最初に入場する日から起算して、土日祝日を含めた30日以上、従事する場合を指す。</p> <p>イ 監督員の指示による場合 臨時の診断を行う場合、検索する病原体を変更する場合など</p> <p><del>(3)</del> 診断における病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌(O-157)の4項目とするが、前項(2)により、監督員の指示でその他病原体を検索する場合は、その指示に従わなければならない。</p> <p><del>(4)</del> 診断の結果、病原体が検出されなければ、その結果の有効期間は<del>6ヶ月</del>とし、以降は残った業務の従事期間において、適時診断を実施しなければならない。</p> <p>また、診断の結果、病原体が検出された場合は、速やかに監督員に報告するとともに、監督員の指示に従わなければならない。</p> <p><del>(5)</del> 診断結果の提出時期は、初回は業務着手前、以降は結果判明後速やかに監督員へ提出するものとする。</p> <p><del>(6)</del> 業務従事者は、監督員の指示する腕章又は記章を着用し、且つ所属の判るヘルメット等を着用すること。</p> <p><del>(7)</del> 業務従事者は、劇毒物、油類、汚水で水道水、施設に汚染が生じないように注意しなければならない。</p> <p><del>(8)</del> 非衛生的な行為をした場合は、浄水場内から退去をもとめることがある</p> <p>(新規)</p>	<p>Co点検歩掛追加による</p>
---	---	--------------------

<p>(ハ) 国交省登録資格（橋梁（コンクリート橋）、業務区分・点検）</p> <p><b>6-1-1 調査業務</b></p> <p>1 定期点検 目視点検やたたき点検を基本とし、必要に応じてコンクリート試験を行う。</p> <p>2 追加点検 定期点検の結果により、更なる調査が必要となった場合に行う。</p> <p><b>6-1-2 設計業務（検討業務）</b></p> <p>第1編第1章第1節によるもののほか、以下のとおりとする。</p> <p>1 資料調査 竣工図書や過去の定期点検の結果等の情報を整理し、点検時の基礎資料とすること。</p> <p>2 点検結果の整理・評価 定期点検、追加点検の結果を総合的に評価し、異常が認められた場合、その劣化原因の推定及び必要な対策（追加の試験や補修方法の提案）を検討する。</p>	<p>(新規)</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第7章 管路施設</b></p> <p>第1節 管路施設</p> <p><b>7-1-1 室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁 ブロック室付制水弁</b></p> <p><b>7-1-2 ブロック室付人孔及びブロック室付空気弁</b></p> <p><b>7-2-1 樹木剪定工</b></p> <p><b>7-2-2 剪定枝・刈込枝葉等処理工</b></p> <p><b>7-2-3 刈込工</b></p> <p><b>7-2-6 刈草・刈芝等処理工</b></p> <p><b>7-2-7 除草工</b></p> <p><b>7-2-8 清掃工</b></p> <p><b>7-2-9 支柱</b></p> <p><b>7-3-1 適用</b></p> <p><b>7-3-2 清掃作業</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 管路施設</b></p> <p>第1節 管路施設</p> <p><b>6-1-1 室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁 ブロック室付制水弁</b></p> <p><b>6-1-2 ブロック室付人孔及びブロック室付空気弁</b></p> <p><b>6-2-1 樹木剪定工</b></p> <p><b>6-2-2 剪定枝・刈込枝葉等処理工</b></p> <p><b>6-2-3 刈込工</b></p> <p><b>6-2-6 刈草・刈芝等処理工</b></p> <p><b>6-2-7 除草工</b></p> <p><b>6-2-8 清掃工</b></p> <p><b>6-2-9 支柱</b></p> <p><b>6-3-1 適用</b></p> <p><b>6-3-2 清掃作業</b></p>	<p>番号繰り下げ (各項本文省略)</p>